

第1号議案 2019年度活動報告

1 4つの事業活動を振り返る

(1) 情報発信活動

① 会報の発行

季刊「あったか情報」は、今春61号まで季刊発行を続けています。

引き続き定期的な会報の発行が欠かせません。

② ホームページ（以下HP）の充実

当法人の企画等については、HPへの掲載を心がけていますが、管理責任者の不在が続いています。

③ パネルディスカッション「働き方改革とハラスメント対策を考える」実施

ハラスメント防止に向けた事業主の措置義務の法制化が国会に上程されている中、職場における具体的な対策が労使に問われており、関係者による議論を深めるため、6月1日に同志社大学においてパネルディスカッションを実施しました。

当日は、職場のハラスメント防止対策について、労使及び人事・労務管理の専門家による異なる立場から同一テーマを議論して頂きました。74名の参加がありました。

また、パネルディスカッションの開催に当たり2019年度「連合・愛のキャンパ」地域助成金の請求をしたところ5万円の助成を受けることができました。

(2) 教育宣伝活動

① 労働関連法教育事業

本事業については、主に公益社団法人京都勤労者学園（以下、ラポール学園）との委託契約に基づき教育事業を進めて来ました。

イ、高校生・大学生対象の出前授業

1 高校生

京都府内の高校を対象に人権や進路学習会の時間に「働き続けるために知っておきたい事」などのテーマで実施しました。高校生参加型の「寸劇」などは昨年度に引き続き良い評価を受け、オファーが続いています。

2 大学生

近年の大学生は、学業、クラブ活動、アルバイトに加えインターンシップの4つを並立しなければならないほど多忙です。また就職状況の好転や労働行政機関などによる労働教育事業が普及し、オファーは、本年度も減少傾向にあります。

ロ、社会人対象のサポートセミナー

12月3日に、「離婚時の年金分割、求職者支援訓練制度」をテーマに開催しました。今年度は後期1回のみで開催でしたが、セミナー開催後に個別相談会を開催しました。

ハ、大学生を対象にした就活支援セミナー

11月30日に、同志社大学の川口章先生の協力を得て、「大学生のインターンシップの功罪を考える」と題したシンポジウムを開催し、学生・社会人60名が参加しました。

② 新春交流会

2月8日に「様々なハラスメントとパーソナリティ障害を語る」と題した講演会を実施しました。2人の講師の講演と参加者のアンケートをもとに、質疑応答を行い、69名の参加者がありました。

③ 秋季連続セミナー

「ハラスメントなどストレス性疾患と労災補償制度を考える」をテーマに、10～11月に全3回にわたり開催しました。参加者は延べ47名でした。

④ 春季セミナーの開催

4月18日に「地域共生社会とソーシャルワーカーの役割」と題したシンポジウムを企画しましたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い開催を断念いたしました。

⑤ 京都自立就労サポートセンター研修会

前期と後期で全2回開催されました。就労体験を経て就労に繋げる事業協力の一つであり、働き続けるためのリスク管理に力点を置いています。

⑥ 労働者福祉協議会などでの研修会

地方自治体の人権研修会や労働組合の労働法セミナーの講師を務めてきました。

(3) 相談活動

労働相談事業

京都府の委託事業として、毎週土曜日の「非正規労働ホットライン」と月曜日～金曜日の夜間に「若者等労働ホットライン」に当会の社会保険労務士が従事してきました。また定期的に相談員研修会も開催しています。

(4) 他団体とのネットワーク活動

① ラボール学園との提携事業の展開

労働関連法教育や求職者支援制度などの事業を通し、協力関係を築いてきました。

② 龍谷大学との連携

「龍谷大学地域公共人材総合研究プログラム」が2020年度まで続きます。毎年、当会に所属する正会員を理事長が推薦し、法学研究科の修士課程で学んでいます。そこで学んだ知識を当会の活動に活かし「地域公共人材」としての活躍が期待されています。

③ 行政機関などとの協働

京都府や地方自治体との間で労働相談事業や人権研修会、就労支援に役立つ労働関連法教育事業を行ってきました。

2 組織・財政活動の総括

(1) 組織活動

2019年度中に5月、9月、1月と全3回理事会を開催しました。常務理事が事業計画を三役会議に提示、理事会で議論し活動方針を確認し執行する体制を整えています。

(2) 財政活動

当会の活動は、会費収入、寄附金収入、事業収入で支えられています。

会費収入については、152名の正会員会費、96名の賛助会員会費の入金がありました。

寄附金収入については、労働相談事業に従事する社会保険労務士の協力があり増額しました。認定NPOとして継続するために、毎年100名以上の寄付者が必要です。引き続き関係者の協力を

お願いします。

事業収入については、特に京都府との労働相談事業、ラポール学園との労働関連法教育事業の二つの委託事業がありますが、それ以外からの委託事業の拡大は進んではいません。